

特定健康診査等実施計画書

きつこう会健康保険組合

平成 30 年 11 月 1 日

特定健康診査等実施計画書

趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療法」という。）に基づいて、健康保険組合は 40 歳以上 74 歳までの被保険者および被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び、その結果により健康保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定める。

「高齢者医療法」第 19 条により、6 年を一期として特定健康診査等時実施計画を定めることとする。

現況/特徴他

健康保険組合は社会医療法人きつこう会を設立母体とし、被保険者の平均年齢が 37.46 歳で女性が 75.4% を占める。（平均年齢及び女性占有割合は平成 29 年 9 月 30 日現在）

特定健診：被保険者は当該母体関連健診機関、又、被扶養者は健保連が契約した検診機関等で実施予定。

特定保健指導：健保連/母体/組合が委託する機関等で実施予定。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内蔵脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内蔵脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

①被扶養者に対し健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。（集合契約利用）

②事業所等が行う健康診断および保健指導との関係

事業所の定期健康診断と平行して実施、事業所が健診を実施した場合、健康保険組合はそのデータを事業所から受領することにより特定健診を行ったこととなる。

労働安全衛生法の法定健診費用は、原則として事業主が負担する。

3. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病(内臓脂肪型肥満)予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことであり、保健指導は対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I. 達成目標および該当者数

1. 特定健康診査の実施に係る目標

初年度の特定健康診査の目標実施率を 80.00%とし、6年後の平成 35 年度に目標実施率を 92.50 %を達成するため目標実施率を以下のように定める。

目標実施率（目標実施率は被保険者と被扶養者の合計で設定する） (%)

| | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 | 34 年度 | 35 年度 | 国の参酌標準 (単一健康保険組合) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 被保険者 | 95.00 | 96.00 | 97.00 | 98.00 | 99.00 | 99.00 | — |
| 被扶養者 | 18.49 | 21.05 | 27.19 | 33.63 | 40.71 | 55.00 | — |
| 被保険者+被扶養者 | 80.00 | 82.50 | 85.00 | 87.50 | 90.00 | 92.50 | 第 1 期 80.00 第 2 期 90.00 第 3 期 90.00 |

2. 特定保健指導の実施に係る目標

初年度の特定保健指導の目標実施率を 50%とし、6年後の平成 35 年度に目標実施率を 62.50%を達成するため目標実施率を以下のように定める。

目標実施率（被保険者+被扶養者） (%)

| | 30 年 度 | 31 年 度 | 32 年 度 | 33 年 度 | 34 年 度 | 35 年度 | 国の参酌標準 (単一健康保険組合) |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|---|
| 40 歳以上対象者 (人) | 605 | 633 | 668 | 698 | 727 | 757 | — |
| 特定保健指導対象者 数 (推計) (人) | 72 | 78 | 85 | 92 | 98 | 105 | — |
| 実施率 (%) | 50.00 | 52.50 | 55.00 | 57.50 | 60.00 | 62.50 | 第 1 期 45.00 第 2 期 60.00 第 3 期 55.00 |
| 実施者数 (人) | 36 | 41 | 47 | 53 | 59 | 66 | — |

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

メタボリックシンドローム該当者及び予備軍減少率目標は設定しないが、特定保健指導効果検証等

指標として平成 35 年度に初年度と比較した特定保健指導対象者減少率を 25%以上とする。

Ⅱ. 特定健康診査等の対象者数（推計）

1. 対象範囲（推計）

特定健診・特定保健指導の対象となる範囲は、40 歳以上 75 歳未満の全ての被保険者・被扶養者である。

| | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 | 34 年度 | 35 年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本人（40～74 歳） A | 486 人 | 519 人 | 554 人 | 585 人 | 614 人 | 646 人 |
| 家族（40～74 歳） B | 119 人 | 114 人 | 114 人 | 113 人 | 113 人 | 111 人 |
| 計 C（A+B） | 605 人 | 633 人 | 668 人 | 698 人 | 727 人 | 757 人 |
| 扶養率（40～74 歳） B/A*100 | 24.5% | 22.0% | 20.6% | 19.3% | 18.4% | 17.2% |

2. 特定健康診査等の対象者（推計）

① 特定健康診査の対象者数

上記の推計値を基に算定した各年度における特定健康診査の対象者数は次の通り。

被保険者 (人)

| | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 | 34 年度 | 35 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40 歳以上対象者 | 486 | 519 | 554 | 585 | 614 | 646 |
| 目標実施率 (%) | 95.00 | 96.00 | 97.00 | 98.00 | 99.00 | 99.00 |
| 目標実施者数 | 462 | 498 | 537 | 573 | 608 | 639 |

被扶養者 (人)

| | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 | 34 年度 | 35 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40 歳以上対象者 | 119 | 114 | 114 | 113 | 113 | 111 |
| 目標実施率 (%) | 18.49 | 21.05 | 27.19 | 33.63 | 40.71 | 55.00 |
| 目標実施者数 | 22 | 24 | 31 | 38 | 46 | 61 |

被保険者＋被扶養者 (人)

| | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 | 33 年度 | 34 年度 | 35 年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40 歳以上対象者 | 605 | 633 | 668 | 698 | 727 | 757 |
| 目標実施率 (%) | 80.00 | 82.50 | 85.00 | 87.50 | 90.00 | 92.5 |
| 目標実施者数 | 484 | 522 | 568 | 611 | 654 | 700 |

② 特定保健指導の対象者（推計）

被保険者＋被扶養者

（人）

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 40歳以上対象者 | 605 | 633 | 668 | 698 | 727 | 757 |
| 動機付支援対象者 | 48 | 52 | 57 | 61 | 65 | 70 |
| 実施率（％） | 50.00 | 52.50 | 55.00 | 57.50 | 60.00 | 62.5 |
| 実施者数 | 24 | 27 | 31 | 35 | 39 | 44 |
| 積極的支援対象者 | 24 | 26 | 28 | 31 | 33 | 35 |
| 実施率（％） | 50.00 | 52.50 | 55.00 | 57.50 | 60.00 | 62.5 |
| 実施者数 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 | 22 |
| 保健指導対象者 | 72 | 78 | 85 | 92 | 98 | 105 |
| 実施率（％） | 50.00 | 52.50 | 55.00 | 57.50 | 60.00 | 62.5 |
| 実施者数 | 36 | 41 | 47 | 53 | 59 | 66 |

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

① 被保険者

事業主の定期健康診断のなかで実施する。

② 被扶養者および任意継続被保険者

健康保険組合が集合契約を締結した医療機関で受診する。

2. 実施項目

実施項目は標準的な健診・保険指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3. 実施時期または期間

① 被保険者

事業所の行う定期健康診断時等に実施する。

② 被扶養者および任意継続被保険者

実施時期は、通年とする。

4. 受診方法

① 被保険者

事業主における定期健康診断の中で実施する。

② 被扶養者及び任意継続被保険者

特定健診等対象者の受診券は事業者を通じ被扶養者および任意継続被保険者へ送付する。当該被扶養者および任意継続被保険者は、受診券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

5. 周知・案内方法

特定健診・特定保健指導の周知については、組合HP及び組合から事業主事業所グループウェア経由で行う。

任意継続被保険者及び被扶養者には個別郵便で特定健診受診券とともに案内通知する。

6. 健診データの受領方法

健診データは、健保連が契約する健診機関等から直接又は代行機関を通し電子データを随時（月単位）受領して組合で保管する。

また、健康保険組合が保管する特定健診・特定保健指導のデータは、5年分とする。

なお、特定保健指導電子データについても同様に受領するものとする。

7. 特定保健指導対象者

特定健診の結果について階層化し実施する。

8. 特定保健指導・委託の有無

特定保健指導は「標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章」の考え方にに基づき外部機関へ委託し委託機関が実施場所・時期の案内及び指導を行う。

IV 個人情報保護

健康保険組合は、個人情報保護管理規程を遵守する。

健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知については、健康保険組合ホームページ及び機関紙等に掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

当計画について目標の相違及び著しい状況変化並びにその他必要がある場合は、健康管理推進委員会等の意見（評価）をふまえ見直すことがある。

VII その他

健康保険組合役職員等を特定健康診査・特定保健指導等に関し必要な研修に随時参加させる。